

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
121	食品安全委員会が政治的圧力による拙速な結論を出すならば、消費者・市民の食に対する信頼は完全に失墜してしまいます。	プリオン専門調査会は、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて以来8回にわたって調査会を開催し、中立公正な立場から、科学的な議論を尽くし、報告案を取りまとめたところです。
122	拙速なリスク評価によって、食品安全委員会に対する消費者の信頼が失墜しないよう慎重な審議と答申を強く望むものである。	
123	拙速なリスク評価によって、食品安全委員会に対する国民からの信頼が失墜することを強く懸念する。	
124	食品安全委員会が、日本国民の立場にたって慎重な審議を続けることを強く要望します。	
125	討議に時間がかかるのは問題だと思います。/審議手順があまりにも遅い。/BSEに対する現在の食品安全委員会の対策がなぜこれほど長期にわたっての調査が必要なのか不思議に思います。/ほかにやることがたくさんあるはずなのに、牛肉だけ安全か安全じゃないか、議論している。本当にBSE問題をいつまでも厳しくチェックするならば、それはそれでよい。しかし、もしもそうならば、他の食べ物の食の安全も厳しくチェックしてもらいたい。/食品安全委員会は報告や評価書を出す前に、何のために存在する機関で、食の安全に対してどのような姿勢を持っているのかを今一度国民の前に明らかにすべきである。	プリオン専門調査会は、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて以来8回にわたって調査会を開催し、中立公正な立場から、科学的な議論を尽くし、報告案を取りまとめたところです。なお、審議に当たっては、座長が座長代理と相談して報告案を作成、各専門委員に修正意見を求めるために送付するとともに、提出された意見を反映した修正案を作成し、それが会議資料として会議当日に審議されるために一定の時間を要します。
126	食品安全委員会のプリオン調査会はその点(肉を食すべき上で注意しなければならないのは、ウシからヒトへの感染ということ)を認識し、議論が遅れたことを十分に認識してもらいたい。	プリオン専門調査会は、国民の健康保護が最も重要であるとの認識の下、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて以来8回にわたって調査会を開催し、人に対する食品健康影響(リスク)について、中立公正な立場から科学的な議論を尽くし、報告案を取りまとめたところです。
127	政治問題化すれば最後は政府が判断するしかない。ぐれぐれも責任を食品安全委員会に押しつけないことである。	食品安全委員会プリオン専門調査会は中立公正な立場から科学的な審議を尽くしてまいりました。ご指摘の点については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。なお、ご意見については、リスク管理官庁に伝えます。
128	食肉は国際的な流通品であり、今後は国際的基準との整合性に特に配慮するようお願いします。/国際基準であるOIEの規準を重くみるべきだと思います。	今回の報告案をまとめるに当たって、国際基準等についても考慮しています。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
129	イスラム教国では、その国の消費者の大多数がイスラムの戒律に適合しない方法で屠畜された家畜や鶏を不浄として食用しないので、国際安全基準において、食用の安全性に問題の無いものも、輸入国側の信条により輸入されることはありません。直接人命に関する衛生問題でないイスラム教国への国別の対応が国際的な承認を得ているのに、なぜ日本のBSE対策が不当貿易としてWTOに訴えられなくてはならないのか納得がいきません。	いただいたご意見については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
130	食品にどのようなものが使われているかを表示することを法整備してほしい。	ご指摘の点については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
131	OIEは獣疫対策の機関であって、人の感染症についての責任機関ではない。OIEの基準を安易に受け入れないで戴きたい。	プリオン専門調査会では科学的知見に基づき議論を行うこととしており、OIE基準についても考慮に入れた検討が行われますが、OIE基準を科学的に検討することなく受け入れることはありません。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
132	牛と別の種類(羊肉など)の原生のプリオンの感染にも触れてほしい。	今回の報告案は牛肉を介して人がBSEプリオンに感染するリスクについて評価を行ったものであり、いただいたご意見は検討の対象外です。なお、羊スクレイピーについてはこれまでの科学的知見から人には伝達しないとされています。
133	欧米人と日本人との人種の違いによるBSEに対する「感受性」のような、体质の違いがあるのではと危惧されるのです。 欧米人、例えばイギリス人とくらべ日本人がBSEに対し発症しやすいということはないのでしょうか。おなじ「BSE」を摂取したとして、その後の経過が日本人とイギリス人とで違い、日本人の方が発症しやすい遺伝的素因を持つた人の割合が高い、という報告があるとも聞いております。	昨年9月に公表した「中間とりまとめ」において、「英国で報告されているvCJD患者の遺伝子型は、輸血を介した感染の例を除き、プリオンたん白質遺伝子のコドン129がメチオニンの同型遺伝子型であり、この遺伝子型を有する人は他の型の人に比べ、vCJDの潜伏期がより短く、かつ感染性がより強いか、又はそのどちらかであるとの指摘がある」とされています。その遺伝子型を持つ割合はヨーロッパ人が約40%に比べ日本人は90%以上であるとされています。プリオン専門調査会では、こうした議論を踏まえ、今般の報告案を取りまとめたところです。
134	変異型クロイツフェルトヤコブ病について、日本人の遺伝子の特徴についての配慮に欠けている。	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受け、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の食品健康影響(リスク)について食肉のBSEプリオンの汚染率、汚染量を比較することによって、評価を行ったものであり、いただいたご意見のような人のBSEプリオンへの感染リスクについての推定は行っておりません。
135	BSEの発生リスクについては、研究領域と考えられる領域も含めて非常に細かく議論されたが、やはりBSE発生リスクによるvCJDのリスク変化についても言及すべきであったと思います。/ なぜ食品のリスク表記をしないのかがわからない。リスク表記をすれば絶対に牛肉が安全であることが一目でわかるはず。	毎年、と畜場において牛がと畜される頭数が約125万頭として、そのうち3歳未満でBSE陽性となる牛の数が0.3~1.5頭であることを表しています。
136	27ページ 一番下の行 「3歳未満では0.3~1.5頭以下となり、…」とあるが、単位は出荷又はと畜頭数の%の表示になるのでは?	報告案では、2003年7月以前に輸入された牛による侵入リスクを「無視できる」と評価しているわけではありません。生体牛のBSE感染度に影響を与える項目として生体牛等による侵入リスクがありますが、BSEが発生した時点で発生国からの生体牛等の輸入を禁止しており、2003年7月以前に輸入された牛が原因で2003年7月以降に生まれた牛がBSEに感染するリスクは、SRM除去、飼料規制等のリスク低減措置が講じられたことを総合的に考慮すれば、「無視できる」と考えられます。
137	BSEが発生した国から生体牛の輸入を禁止しているが、2003年7月以前に輸入された生体牛におけるBSE侵入リスクは「無視できる」としてよいのか。	

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
138	日本人が感染発症する確率は、死亡牛まで含めた検査体制が整う前の潜在BSE牛を含んでいない数値で算定されている。この不適切な基準で議論しようとしているのがそもそも間違いだと思います。	今回の報告案では、人のBSE感染リスクについて食肉のBSEプリオンの汚染度を指標として定量的に推定していますが、報告案の28ページにあるように、推定に当たっては、不確実性をできる限り小さくする観点からできる限り有効な定量的データを用いることとし、不確実性の大きいデータを使う場合には、最も悲観的なシナリオとなるよう配慮しました。
139	BSE関連施策実施前の牛を対象にリスク評価を行うべき。/ 2003年7月以降生まれの牛をBSE検査の対象とした根拠はあるか。	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受け、現時点におけるBSE対策の下で、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合の食品健康影響(リスク)について評価を求められたことから、2003年7月以降に生まれた牛を対象にリスク評価を行ったものです。
140	専門調査会委員各位のご尽力により、極めて有用な報告書にまとめられていると思います。しかし、本報告書におけるリスク評価は、現状では「日本で出生し、肥育された牛に関する」ものに限定されるのであれば、リスク評価結果にはその点が明記されておらず、誤解を生じやすい表現になっていると思います。	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、現状のBSE対策において、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものであり、ご指摘のとおり国産牛を対象としたものです。
141	報告書に示されるように定量的表現は難しいと思いますが、国として「日本国民に対するプリオント病のリスクをどこまで許容し、許容しないのか」を、たとえ定性的であっても明確にすべきです。この点が明確にならないと、今後、日本がどのような対策をとるにせよ根拠が明確とならず、国内外の理解を得ることは難しいと思います。	食品安全委員会プリオント病専門調査会は中立公正な立場から科学的知見に基づき食品健康影響評価(リスク評価)を行うことをその使命としており、今回の報告案では、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行いました。ご指摘のような、リスクが許容されるかどうかはリスク管理官庁が施策を決定する際に考慮される要素ではあっても、リスク評価の対象ではありません。いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
142	vCJDの感染を防止するのは、化学的なBSE検査だけでなく、統計的手法を用いる疫学検査も重要です。疫学検査は公衆衛生上重要な検査です。本家英国のデーターや日本のBSE検査データーで将来を判断する疫学検査を加えることが科学的な判断と言えるのではないのでしょうか。	今回の報告でも、英国等における飼料規制とBSE確認頭数の相関関係から飼料規制の有効性について推定する等疫学的な検討を行っています。
143	1980-96年の英仏渡航者は献血を禁止されているが、プリオント病が血液を介して感染する可能性があるからではないのか。/現在行われている、英國への滞在者に対する献血禁止の措置とのリスクの大きさの点での整合性についてはどのようにになっているのか教えていただけませんでしょうか？	今回のリスク評価の対象とはなっていません。なお、人から人への感染については、別途、リスク管理官庁(厚生労働省)において措置が講じられており、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。
144	異常プリオントはタンパク質であるから、牛、豚、羊等の動物を汚染するばかりか魚までもその可能性があるのではないか。	これまでの知見によれば、魚にはBSEプリオントの感染性は確認されていません。

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
145	EUの現状の検査体制や年間の患者発生件数を知りたい。	ご質問については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。なお、ご質問のEUの検査体制については欧州委員会のホームページ(http://www.europa.eu.int/comm/food/food/bio_safety/bse/annual_reps_en.htm)、また、vCJD患者数については英国保健省のホームページ(http://www.dh.gov.uk/)からそれぞれ入手できます。
146	オーストラリア産にはBSEが発生しないことは、優れたノウハウがあるのか	ご質問については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。なお、ご指摘のとおり、オーストラリア産の牛ではBSEが確認されていませんが、その理由については検討を行っておりません。
147	感染牛の処分の方法はどうなっているのか？	検査によってBSE陽性であると確認された牛については、すべての組織が廃棄処分とされ、食用はもちろん、飼料用、肥料用にも利用されません。
148	脳髄や脊髄などの異常プリオンがたくさん含まれている部位だけ除去すれば後の肉は安全だと言われていますが、何らかの間違いで、安全であるとされる肉に、脳髄や脊髄から出た血が付着したまま消費者に出回る恐れはありませんか。	ご指摘の点については、昨年9月に公表した「中間とりまとめ」において「せき髄除去工程におけるせき髄の残存、又は枝肉汚染の可能性、ピッキングによる中枢神経組織により汚染の可能性等もあり、と畜場において常にSRM除去が確実に行われていると考えるのは現実的ではないと思われる」とされており、現状においてSRM除去のみをもって食肉の安全性が確保できるとは評価されていません。また、報告案では、「SRM管理に関する施策の遵守状況と適切なSRM汚染防止方法の実施状況を確認するため、と畜場における実態調査を定期的に実施することはリスク回避に有効である。食肉のBSE汚染リスクをさらに低減するために、ピッキングの中止に向けて具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある」等とされています。
149	BSEに人が感染するリスクは何%ですか？水質汚染による魚を食して人に影響する%とどちらが高いか教えてください。	今回の報告案は、厚生労働省及び農林水産省からの諮問を受けて、と畜場におけるBSE検査の対象牛を全月齢から21ヶ月齢以上の牛に変更した場合等の食品健康影響(リスク)について評価を行ったものであり、いただいたご意見とは内容が異なります。
150	そもそも肉骨粉を使わなければ営利が挙げられないほどの過剰な効率主義がはびこり、不当に安い牛肉が食べられるいまの状況を根本的に見直さなければならないという警告なのだと考えています。	今回の報告案に対する意見募集の趣旨と異なります。なお、いただいたご意見については、リスク管理官庁にお伝えします。